

事前評価調書

I 事業概要																																													
事業名	農業農村整備事業（防災ダム事業）																																												
地区名	一・二番池地区																																												
事業箇所	西尾市吉良町																																												
事業のあらまし	<p>一・二番池は、22haの農地をかんがいする農業用ため池として重要な役割を果たしており、昭和42年度～44年度に県営老朽ため池等整備事業により改修されている。</p> <p>本地域は東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、また、東日本大震災で農業用ダムが決壊し甚大な被害が生じたことから、震災への不安が高まっている。</p> <p>平成23年度に行われた耐震点検により耐震性の不足が判明したことから、堤体を補強し、ため池の決壊による農地、農業用施設、人家、公共施設等への被害を未然に防止する。</p>																																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 ため池決壊による農地等33.4haの被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。</p> <p>【副次目標】 なし</p>																																												
事業費	事業費	内訳																																											
	79百万円	■工事費 65百万円、口用補費 1百万円、■その他 14百万円																																											
事業期間	採択予定年度	平成26年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成28年度																																							
事業内容	堤体工 L=5.5m 緊急放流工 1式																																												
II 評価																																													
①事業の必要性	1) 必要性	<p>一・二番池は、農業用ため池として重要な役割を果たしているが、耐震性不足により地震時には決壊する恐れが生じている。</p> <p>このため、堤体を補強することにより、ため池決壊による被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る必要がある。</p>																																											
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 本地域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されており、また、南海トラフにおけるM8～9クラスの大規模地震が今後30年以内に70%程度の確立で発生するとされていることから、速やかに堤体を補強する必要がある。</p>																																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・堤体工</td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・緊急放流工</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（百万円）</td> <td colspan="5">79</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H26	H27	H28			工種 区分	調査・設計	←→					工事						・堤体工		←→	←→			・緊急放流工			←→	←→		事業費（百万円）		79				
			H26	H27	H28																																								
工種 区分	調査・設計	←→																																											
	工事																																												
	・堤体工		←→	←→																																									
	・緊急放流工			←→	←→																																								
事業費（百万円）		79																																											

2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。	
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】 事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。	
III 対応方針		
事業実施	事業実施が妥当である。： 上記①、②の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。	
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了後5年間に実際に発生した地震に対する堤体への影響状況（漏水・堤体クラック等） 		